

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用対策についての 厚生労働省に対する要請

1. 東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例については、
「経済上の理由による事業活動の縮小の具体例は、リーフレットに記載のある
ものに限られるものではないため、事業主から相談があった場合は、個別に事
情を聞いて判断すること」を求める通知（平成 23 年 3 月 17 日）が発出されて
いますが、空前の規模である今次災害が甚大な被害を与え、今後の産業の復興、
民生の安定をはかる上で、企業活動の継続・再生、雇用の維持・安定が不可欠
であることに鑑み、同通知の周知徹底をはかり、現場段階での配慮ある、弾力
的な運用に努めて頂きますよう、お願い申し上げます。
2. 東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用保険失業給付の特例措置につい
ては、「この特例措置制度を利用して雇用保険の支給を受けた者については、受給
後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業や一時的
離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されない」
との留意事項が付されていますが、今次災害の規模・被害の甚大性に鑑み、
今次の特例措置をまさに「特例中の特例」（本来ならば、別の制度によつての
救済策がとられるべきところを代替する措置として雇用保険の枠組みを活用。
よって、その財源分は一般会計からの繰り入れによつて措置されるべきもの）
と位置付け、一般会計からの繰り入れを前提とする全ての期間の通算、給付を
受けた期間分の短縮など、今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険
の被保険者であった期間が何らかの形で被保険者期間に通算され得るような
弾力的運用、あるいは法改正をご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

以 上

平成 23 年 3 月 29 日

参議院議員 辻 泰弘